平成２３年（フ）第３９２号
京都市左京区岡崎天王町61番地の１　ヴィラ岡崎409号
破産者　スナックかほること　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０２３号
大阪市城東区鴫野東３丁目７番10号、開始決定時住所大阪市城東区中浜１丁目５番17号
破産者　ライフクリエイトこと　木村　栄作
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５６号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目３番17号　サンライフ藤井102号
破産者　安宮　惠美（旧姓倉橋）
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２８３号
大阪府門真市上野口町46―12　メゾンド中西弐番館205、住民票上の住所大阪府寝屋川市美井元町12番９号
破産者　長谷川　悟
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５号
大阪市生野区小路３丁目18番５号　シャトー村井205号室、前住所奈良県大和郡山市今国府町586番地19
破産者　藤瀬　義浩
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０号
大阪府東大阪市横小路町１丁目２番22号、事業所所在地大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１―３
破産者　いか焼きまーろこと　小倉　光男
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ56―105号
破産者　西田　　任
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２号
大阪府門真市岸和田２丁目15番12―102号
破産者　日髙　政利
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５９号
大阪府守口市梶町４丁目23番８号
破産者　川上　房江
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６２６号
大阪市中央区東心斎橋１丁目９番６号　藤和シティコープ603
破産者　ゲリラインターナショナルこと　西谷　順子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９１号
大阪府高槻市竹の内町25番１号
破産者　安川　良恵
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２０号
大阪府門真市新橋町26番16号
破産者　虎谷　宏司
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４３号
広島市安佐南区祇園６丁目20番９―101号、開始決定時の住所広島市安佐北区落合南８丁目25番７号
破産者　御厨　典夫
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５号
徳島県阿波市土成町成当516番地２、旧住所徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜183番地５東浜２―206号
破産者　永岡　久弥
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
福島県白河市真舟２番地６　市営３―101号
破産者　松浦　　勲
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１５６８号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目21番地８　コーポ鈴木第２・102、破産手続開始決定時の住所横浜市南区新川町５丁目28番地１　日神パレステージ横浜吉野町603号
破産者　程島　重伸
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部